2020/3/2

事業所担当者様

介護保険料率変更のお知らせ

いつも健康保険組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

去る2月17日に当組合の組合会を開催し、令和２年度予算案をご承認頂きました。

令和２年度は、健康保険料率は変わりませんが、介護保険料率を従来の13/1000　から　18/1000　へ引上げさせて頂く事になりました。（令和2年度3月分保険料/4月徴収から）

介護保険は、健保組合は国へ納める介護納付金分の保険料を（代行）徴収しているため、

この納付金が増えると介護保険料率を引き上げざるを得ません。

新聞等でも報道されていますが、介護納付金の計算方法が報酬の高めの健康保険組合に対してより賦課を重くする形に切替わったこと（全面総報酬割）等により介護納付金の負担率が上がり当組合の介護納付金も前年比14％上がる見込みです。

従来より赤字基調で、準備金を取り崩して運営してきましたが、今後のために大幅な引き上げをさせていただくことになりました。

健康保険料率も2～3年後くらいの引き上げが必要になるかもしれません。

事業所・被保険者の皆様に大きなご負担をお願いすることになりますが、今後とも皆様の健康と医療費の節減に資する健診や保健指導等の保健事業にご協力いただき、少しでも保険料率の引き上げを抑えられる様努力して参ります。

この件につきましてお問い合わせの場合は、今枝までお願いします。

宜しくお願い致します。

豊島健康保険組合　今枝

　Tel:052-204-7799

　Mail: mail@toyoshimakenpo.or.jp